

熊本市公報 (臨時)

第1445号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目次

規 則

○市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則(規則第4号)	54
○熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則(規則第5号)	57
○熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備に関する規則(規則第6号)	58
○熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則(規則第7号)	59
○熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第8号)	60
○失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(規則第9号)	61
○熊本城ホール条例施行規則の一部を改正する規則(規則第10号)	62
○熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則等を廃止する規則(規則第11号)	64

訓 令

○熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(訓令第2号)	65
---	----

告 示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定の告示【桜町新町1丁目第1号線】(告示第167号)	66
--	----

公 告

○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧公告【花園池亀線外1線】(公告第243号)	67
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧公告【池田町花園線外1線】(公告第244号)	68
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧公告【新町戸坂線】(公告第245号)	69
○熊本都市計画道路3・5・88号パイン通り線ほか1線の事業認可に伴う施行及び関係図書の縦覧公告(公告第247号)	70
○熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の終了認可の公告(公告第256号)	71

規 則規則第4号
令和3年3月18日

市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市民会館条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 熊本市民会館条例施行規則(昭和42年規則第40号)様式第7号及び様式第11号
- (2) 熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和46年規則第29号)様式第8号
- (3) 熊本市くまもと工芸会館条例施行規則(平成3年規則第93号)様式第4号
- (4) 熊本市国際交流会館条例施行規則(平成6年規則第45号)様式第8号及び様式第12号
- (5) 熊本市健軍文化ホール条例施行規則(平成7年規則第30号)様式第7号及び様式第11号
- (6) 熊本市現代美術館条例施行規則(平成14年規則第57号)様式第7号、様式第10号及び様式第12号から様式第17号まで
- (7) 熊本市河川管理規則(平成24年規則第75号)様式第1号及び様式第3号から様式第7号まで

(熊本市国民健康保険あんま、はり、きゅう施設利用規則の一部改正)

第2条 熊本市国民健康保険あんま、はり、きゅう施設利用規則(昭和35年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「及び押印」を削る。

(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成元年規則第47号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「様式第3号」の次に「(第6条関係)」を加え、「印」を削る。

(熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部改正)

第4条 熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則(平成4年規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、

「備考

- 1 氏名(法人の場合は代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 該当する□にレを記入してください。
- 3 視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。」

を

「備考

- 1 該当する□にレを記入してください。
- 2 視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。」

に改める。

様式第2号中「印」を削り、

「備考

- 1 氏名(法人の場合は代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 該当する□にレを記入してください。」
を

「備考 該当する□にレを記入してください。」

に改める。

様式第3号中「印」を削り、

「備考

- 1 氏名(法人の場合は代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 該当する□にレを記入してください。
- 3 視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。」
を

「備考

- 1 該当する□にレを記入してください。
- 2 視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。」

に改める。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削り、

「備考

- 1 氏名(法人の場合は代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 該当する□にレを記入してください。」
を

「備考 該当する□にレを記入してください。」

に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中「印」を削り、

「備考

- 1 氏名(法人の場合は代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 該当する□にレを記入してください。
- 3 視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。」
を

「備考

- 1 該当する□にレを記入してください。
- 2 視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。」

に改める。

(熊本市歯科技工士法施行細則の一部改正)

第5条 熊本市歯科技工士法施行細則(平成4年規則第40号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「様式第1号」の次に「(第3条第1号関係)」を加え、「㊟」を削り、

「備考1 氏名(法人の場合は、代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。

- 2 該当する□にレを記入してください。
- 3 防火の欄には、バーナー等の火器を使用する場合に記入してください。」
を

「備考

- 1 該当する□にレを記入してください。
- 2 防火の欄には、バーナー等の火器を使用する場合に記入してください。」

に改める。

様式第2号中「様式第2号」の次に「(第3条第2号関係)」を加え、「㊟」を削り、

「備考1 氏名(法人の場合は、代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。

2 該当する□にレを記入してください。」

を

「備考 該当する□にレを記入してください。」

に改める。

様式第3号中「様式第3号」の次に「(第3条第3号関係)」を加え、「㊟」を削り、

「備考1 氏名(法人の場合は、代表者名)を自署する場合は、押印は不要です。

2 該当する□にレを記入してください。」

を

「備考 該当する□にレを記入してください。」

に改める。

(熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成8年規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「氏名(名称及び代表者氏名) 印」

を

「氏名(名称及び代表者氏名) 」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第5号

令和3年3月22日

熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

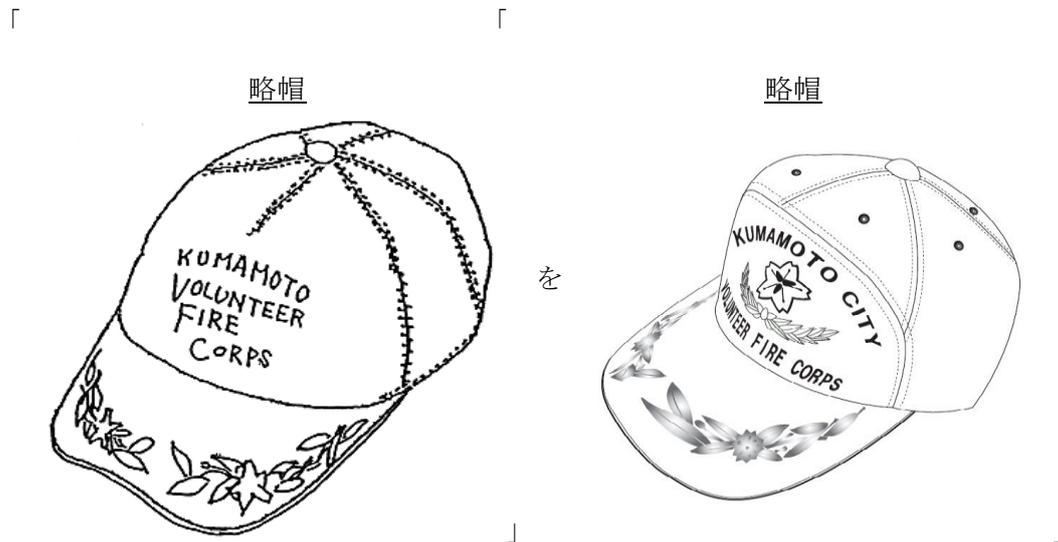
熊本市長 大西一史

熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則(昭和25年告示第78号)の一部を次のように改正する。

別表略帽の部色の項中「紺」の次に「(つばの端はオレンジ色)」を加え、同部製式の項中「ししゅうする」を「刺しゅうする」に、「ししゅう」を「刺しゅう」に改める。

図中



に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に貸与中の略帽については、この規則による改正後の熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

規則第6号

令和3年3月22日

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市財産規則の一部改正)

第1条 熊本市財産規則(昭和39年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「熊本市議会事務局設置条例」を「熊本市議会局設置条例」に改める。

(熊本市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 熊本市庁舎管理規則(昭和56年規則第63号)の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(平成20年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第13号中「議会事務局次長」を「議会局次長」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第7号

令和3年3月23日

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団の組織に関する規則(昭和46年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

第74分団	第1部	西里小学校区
	第2部	
	第3部	
	第4部	
	第5部	
	第6部	
	第7部	
	第8部	
	第9部	
	第10部	
	第11部	
	第12部	

」

を

「

第74分団	第1部	西里小学校区
	第2部	
	第3部	

」

に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第8号

令和3年3月23日

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成20年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表アの表第1号区分の項第3号及び同表第2号区分の項第3号中「4級」の次に「又は5級」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第9号

令和3年3月23日

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和51年規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第7条の2の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは、「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同令第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第10号

令和3年3月23日

熊本城ホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本城ホール条例施行規則の一部を改正する規則

熊本城ホール条例施行規則(平成29年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表大道具類の部司会者台の項の次に次のように加える。

演台(特大)	1台	360円
--------	----	------

別表音響器具類の部ポータブルワイヤレスアンプの項の次に次のように加える。

移動型スピーカー	1台	340円
----------	----	------

別表音響器具類の部ワイヤレスマイクの項の次に次のように加える。

簡易PAセット	1式	540円
CD・カセットデッキ	1台	360円
CD・MDデッキ	1台	360円
ワイヤレスDMX送信機	1台	360円

別表照明器具類の部中

「

エリプソイダルライト	1台	120円
------------	----	------

」

を

「

エリプソイダルスポットライト	1台	120円
コンパクトスポットライト	1台	100円

」

に改め、別表映像機器類の部中

「

プロジェクター台(高さ2000ミリメートル)	1台	110円
------------------------	----	------

」

を

「

プロジェクター台	1台	110円
映像ミキサー	1台	1,660円

」

に改め、同部巻取スクリーン(14,200ミリメートル×6,600ミリメートル)の項の次に次のように加える。

リアスクリーン	1台	3,600円
---------	----	--------

別表その他の器具類の部記名台ハイテーブルの項の次に次のように加える。

円卓	1台	180円
----	----	------

水差し	1式	60円
-----	----	-----

別表その他の器具類の部中「プログラムスタンド」を「パネルスタンド」に改め、同部Wi-Fiプレゼンターの項の次に次のように加える。

フォークリフト	1台	2,000円
---------	----	--------

高所作業車	1台	1,330円
-------	----	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第11号

令和3年3月23日

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則等を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則(平成14年規則第66号)
- (2) 熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理審議会規則(平成14年規則第67号)
- (3) 熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業清算事務取扱規則(平成26年規則第94号)

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令訓令第2号
令和3年3月18日

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を制定する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(熊本市総合計画策定に関する訓令の一部改正)

第1条 熊本市総合計画策定に関する訓令(昭和38年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部改正)

第2条 熊本市情報政策の推進に関する訓令(平成22年訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(熊本市庁議に関する訓令の一部改正)

第3条 熊本市庁議に関する訓令(平成24年訓令第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(熊本市人権施策推進本部等に関する訓令の一部改正)

第4条 熊本市人権施策推進本部等に関する訓令(平成29年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

別表第2中「議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

告示第 167 号

令和3年3月24日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項に基づき整備すべき道路を指定したので、同条第4項に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

道路の種類	路線名	区間
市道	桜町新町1丁目 第1号線	熊本市中央区古城町2番から 熊本市中央区古城町1番7まで

公 告

公告第 243 号

令和3年3月19日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業3・4・67号 花園池亀線
熊本都市計画道路事業3・3・14号 野口清水線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本市西区花園五丁目、上熊本三丁目及び池亀町地内
使用の部分 熊本市西区花園五丁目、上熊本三丁目地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局土木部道路整備課
熊本市中央区細工町4丁目30番1号 扇寿第一ビル3階
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成19年(2007年)1月12日から令和6年(2024年)3月31日

公告第 244 号

令和3年3月19日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業3・3・9号 池田町花園線

熊本都市計画道路事業3・3・14号 野口清水線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本市西区花園3丁目、島崎6丁目及び島崎5丁目地内

使用の部分 熊本市西区島崎5丁目地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局土木部道路整備課

熊本市中央区細工町4丁目30番1号 扇寿第一ビル3階

熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成22年(2010年)3月16日から令和6年(2024年)3月31日

公告第 245 号

令和3年3月19日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業3・4・26号 新町戸坂線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市中心区横手一丁目及び西区横手三丁目地内

使用の部分 熊本県熊本市中心区横手一丁目及び西区横手三丁目地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局土木部道路整備課

熊本市中央区細工町4丁目30番1号 扇寿第一ビル3階

熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成24年(2012年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日

公告第 247 号

令和3年3月19日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業3・5・88号 パイン通り線

熊本都市計画道路事業3・5・85号 東阿高今線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本市南区城南町宮地、隈庄地内

使用の部分 なし

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局土木部道路整備課

熊本市南区富合町清藤405-3

熊本市都市建設局土木部南区土木センター

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成29年(2017年)3月24日から令和7年(2025年)3月31日

公告第 256 号

令和3年3月24日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の15第1項の規定により、熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同法50条の8第1項の規定により、下記のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

記

- 1 再開発会社の名称
熊本桜町再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
熊本都市計画 桜町地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
平成27年(2015年)5月1日～令和3年(2021年)3月23日
- 4 施行地区
熊本県熊本市中央区桜町3番13、14及び道路等である公有地の一部
- 5 事務所の所在地
熊本県熊本市中央区花畑町4番3号
- 6 施行認可の年月日
平成27年5月1日
- 7 市街地再開発事業の終了の認可の年月日
令和3年(2021年)3月23日